

【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」

【論点】

- 70歳以上の高齢者については、①月単位の上限額が70歳未満に比べて低額に設定されている、②外来について70歳未満には無い更なる特例措置が講じられているなど、若年者よりも負担が低い状況となっている。
- 負担の公平の観点から、年齢のみを理由に負担上限について異なる取扱いがされている高額療養費制度の見直しは最優先の課題。

		現役		高齢者(現状)		
		70歳未満		70歳～74歳	75歳以上	
		3割負担 (就学前2割)		2割負担 * 28年4月以降70歳になる者から (現役並み所得者3割)	1割負担 (現役並み所得者3割)	
高額療養費月額上限	入院	年収約1,160万円～	25.4万円(注1)	現役並所得(年収約370万円以上) (6.6%※)	8.7万円(注3)	同じ所得水準の 現役より軽減
		年収約770万円～約1,160万円	17.2万円(注2)			
		年収約370万円～約770万円	8.7万円(注3)			
		～年収約370万円	5.8万円(注3)			
	住民税非課税		3.5万円(注4)	一般所得(～年収約370万円) (53.5%※)	4.4万円	
				住民税非課税(注5) (21.4%※)	2.5万円	
外来	年収約370万円以上～	上記(入院の場合)と同じ	年金収入80万円以下等(18.5%※)	4.5万円	入院の場合の 約1/2	
	～年収約370万円		現役並所得	4.4万円		
	住民税非課税		一般所得	1.2万円		
			住民税非課税	0.8万円		

上記は医療費が100万円と仮定した場合の金額。(※)は後期高齢者に占める割合。
 (注1)4か月目以降は14.0万円、(注2)4か月目以降は9.3万円、(注3)4か月目以降は4.4万円、(注4)4か月目以降は2.5万円、(注5)年金収入のみの場合、単身世帯で年金収入155万円以下。

【改革の具体的な方向性】(案)

- 負担能力に応じた適正な負担とするため、①高齢者のみに設けられている外来の特例措置を廃止し、②入院・外来を通じて、高齢者の自己負担の月額上限を所得水準に応じて現役世代と同じ水準へと見直すべき。あわせて、③「現役並み所得」の基準について、妥当性の検証・見直しを行うべき。

【検討・実施時期】(案)

- 速やかに関係審議会等において検討し、平成28年末までのできる限り早い時期に制度改革の具体的内容について結論を得て、速やかに実施する。

【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討するとともに、介護保険における高額介護サービス費制度や利用者負担の在り方等について、制度改革の施行状況も踏まえつつ、検討を行う」

【論点】

- 高額介護サービス費制度により、介護保険給付に係る利用者負担額が限度額を超える場合に超えた金額が高額介護サービス費として支給されているが、その限度額が医療保険制度（高額療養費）よりも部分的に低くなっており見直しが必要。
- 利用者負担割合については、制度の持続性確保の観点から2割負担に移行することが必要。平成27年8月より、住民税課税世帯のうち、一定以上の所得（合計所得金額160万円以上）を有する者については、介護保険給付に係る利用者負担割合が1割から2割に引き上げられたが、今後、段階的に、医療保険との均衡を踏まえて、65～74歳について原則2割負担とし、次に75歳以上についても2割負担とすべき。

<利用者負担限度額（介護、医療）>

<利用者負担限度額>	高額介護サービス費	高額療養費	
		70歳以上	65歳以上70歳未満
現役並み所得（上位所得）	44,400円（世帯）※1	44,400円（多数回該当）	140,100円（多数回該当）※2 93,000円（多数回該当）※3
一般	37,200円（世帯）	44,400円	44,400円（多数回該当）
住民税非課税等	24,600円（世帯）	24,600円	24,600円（多数回該当）
年金収入80万円以下等	15,000円（個人）	15,000円	24,600円（多数回該当）

- ※1 対象となる世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる場合
- ※2 対象となる高齢者の年収が約1,160万円以上
- ※3 対象となる高齢者の年収が約770万円以上かつ約1160万円未満

<介護：利用者負担割合>

一定以上の所得 ※4	それ以外
2割負担	1割負担

<医療：利用者負担割合>

	現役並み所得 ※5	それ以外
75歳以上	3割負担	1割負担 ※6
70～74歳	3割負担	2割負担

- ※4 合計所得金額（年金収入＋その他の所得の合計額）が160万円以上
- ※5 収入の合計額が、単身世帯で383万円以上、2人以上の世帯で520万円以上
- ※6 平成26年4月以降に70歳になる者から2割負担を適用（26年3月未だに70歳に達している者は1割負担）

【改革の具体的な方向性】（案）

<高額介護サービス費制度>

- 高額介護サービス費制度について、高額療養費と同水準まで利用者負担限度額を引き上げるべき。

<利用者負担割合（2割負担の対象者の見直し）>

- ① 65歳以上74歳以下の高齢者について、医療制度との均衡を踏まえ、原則2割負担化への見直しを実施すべき。
- ② その上で、医療保険制度における窓口負担に係る議論の状況を踏まえつつ、75歳以上の高齢者についても、原則2割負担の導入を検討すべき。

【検討・実施時期】（案）

高額介護サービス費制度の見直しについては、速やかに関係審議会等において検討を開始し、遅くとも28年末までのできる限り早い時期に、制度改革の具体的内容について結論を得て、速やかに実施する。

利用者負担の見直しについて、

- ①については、速やかに関係審議会等において制度の実現・具体化に向けた検討を開始し、平成28年末までのできる限り早い時期に結論を得て、その結果を踏まえ、遅くとも平成29年通常国会に所要の法案を提出する。
- ②については、関係審議会等において制度の在り方について検討を開始し、できる限り早い時期に、具体的方策を取りまとめる。